

平成15年10月2日
河川局水政課・治水課

都市再生・構造改革特区における河川占用に係る 要望への対応状況について

1. 都市再生関連の要望について

①都市再生プロジェクト（本部決定）

現在、第1次～第5次 15プロジェクト決定

②全国都市再生のための緊急措置（本部決定）

H14.7.1 本部報告 832件

③都市再生緊急整備地域（政令指定）

H14.4.5 法成立、6.1 施行、現在、第1次～第3次 53地域指定

これらの都市再生関連の要望において、特に大阪市及び広島市が次について要望。

【大阪市】

道頓堀川両岸に新たな賑わいのある水辺遊歩道空間を創出するため、民間活力を活用したオープンカフェやイベント等の実施。

【広島市】

水辺における都市の楽しみ方の創出や都市観光の主要な舞台づくりを目的として、太田川沿川の民間店舗と一体となったオープンカフェや水辺のステージ、船上レストランの実施。

実施体制（占用スキーム）や現行準則では認められていない占用施設で準則の特例的取扱いが必要なものなどについては、本分科会後、パブリックコメントを実施した上で、平成16年1月頃を目途に通達を発出し、措置することとした。

2. 構造改革特区要望について (H14.12.18 法成立、15.4.1 施行)

第2次提案において、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用に係る要望があつたことを踏まえ、水辺を活かしたまちづくりとしての、市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域であることなどの要件で、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による占用を認めることとする旨の事務次官通達を発出したところ。(H15.8.28 付け国河政第40号)

都市再生プロジェクトに係る区域等における河川敷地 占用許可準則に係る特例措置について

1 地方公共団体からの要望について

都市再生本部決定に係る都市再生プロジェクト等において、大阪市及び広島市が河川敷地占用に係る特例措置を要望している。

(1) 都市再生プロジェクト（都市再生本部決定）

①第一次決定（H13.6.14）から第五次決定（H15.1.31）まで、全部で15プロジェクトが決定されている。

②本件に関する決定

《第三次決定》（H13.12.4）

大都市圏における都市環境インフラの再生（「水の都大阪再生」に係るもの）

《第四次決定》（H14.7.2）

地方中核都市における先進的で個性ある都市づくり（「水の都の再生～広島～」に係るもの）

(2) 都市再生緊急整備地域（政令指定）

a) 「都市再生特別措置法」の施行状況

平成14年4月 5日公布、6月1日施行

7月19日（基本方針閣議決定）

b) 都市再生緊急整備地域の指定

①第一次指定（H14.7.24）から第三次指定（H15.7.18）まで、53地域、約6,103haが指定されている。

②本件に関する指定

《第一次指定》大阪市……大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域

2 都市再生プロジェクトにおける具体的な要望内容について

大阪市

道頓堀川両岸に新たな賑わいのある水辺遊歩道空間を創出するため、民間活力を活用したオープンカフェやイベント等の実施。

広島市

水辺における都市の楽しみ方の創出や都市観光の主要な舞台づくりを目的として、太田川沿川の民間店舗と一体となったオープンカフェや水辺のステージ、船上レストランの実施。

これらの実現のために、現行の河川敷地占用許可準則では原則的に認められない占用主体や占用施設について、特例的取扱いがなされるよう要望しているもの。

3 措置内容

上記2に記載する要望内容を実現するために、都市再生本部決定における都市再生プロジェクトに係る地区（淀川水系道頓堀川、太田川水系猿猴川・京橋川・天満川・旧太田川（本川）・元安川に限る。）内で、大阪市及び広島市が河川管理者と協議の上別途公示する区域について、現行準則第六及び第七に規定する占用主体及び占用許可対象施設に加え、以下に掲げる者及び施設についても認めることとする。

（1）占用施設について

現行準則第七に規定する施設に加え、以下の施設を認める。

- ① 河川敷地そのものを都市再生のために利用する施設
 - イ 広場
 - ロ イベント施設
- ② 都市再生のために利用する施設
 - イ 日よけ
 - ロ 船上食事施設
 - ハ 突出看板
- ③ ①に規定する施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、廣告板、廣告柱、照明・音響施設等
- ④ 準則第七第一項四ハに規定する公共的な水上交通のための船着場等の施設と一体をなす切符売場、案内所等

（2）占用主体について

上記（1）②に掲げる施設を設置する場合においては、準則第六に規定する占用主体に加え、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められた営業活動を行う事業者等を認める。

（3）これらの占用施設については、河川空間であることを踏まえ、特に景観及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならないこと、占用施設から施設利用料を得る場合、その収入は当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に用いるものとすることとする。

（4）占用の許可の期間について

上記の占用施設に係る占用の許可の期間は、準則の規定にかかわらず、3年以内で当該河川の状況、当該占用の態様等を考慮して適切なものとする。

構造改革特別区域における河川敷地占用許可準則 に係る特例措置について

構造改革特区第2次提案に基づき新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置については、平成15年2月27日に構造改革特別区域推進本部において決定され（「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」）、去る7月4日に閣議決定により構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の別表1に追加されたところであり、これを受けて、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の特例を認める措置について、平成15年8月28日付け国河政第40号で国土交通事務次官名による通達を発出したところである。

1 規制の特例措置の内容等

上記のとおり、新たに特区において講じることとなった規制の特例措置の中で、準則に係るものは、次のとおりである。（基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容）

（1）特定事業の名称

橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業

（2）特例措置を講すべき法令等の現行規定

現行において、橋の設置を目的とした河川敷地の占用主体は、公共性又は公益性を有するものとし、原則として公的主体以外の者による占用は認められていない。
(準則第六及び第七)

（3）特例措置の内容（基本方針から抜粋）

地方公共団体が、その設置する特区内において、水辺を活かしたまちづくりとしての、市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないとことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があると認めるとともに、橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置及び利用方法について周辺地域の合意がなされていると確認し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された特区内においては、河川敷地占用許可準則第六の規定にかかわらず、設置後の維持及び補修、占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じない限り、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用を許可する。

2 措置内容

橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用について、上記特例措置の内容に掲げるすべての要件を満たす場合においては、準則第六の規定にかかわらずこれを許可することができるものとする。

都市再生プロジェクト（第三次決定）～抜粋

〔平成13年12月4日〕
〔都市再生本部決定〕

I. 密集市街地の緊急整備 (略)

II. 都市における既存ストックの活用 (略)

III. 大都市圏における都市環境インフラの再生

豊かでうるおいのある質の高い都市生活を実現するため、大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全・創出・再生することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図る。

1. まとまりのある自然環境の保全 (略)

2. 緑の創出 (略)

3. 水循環系の再生

地表の被覆等の都市化に起因してその健全性が大きく損われている都市の水循環系について、河川や海の再生、市街地の雨水貯留・浸透機能の回復等、各領域の施策を総合的に推進することによりその再生を図る。

(1) 河川の再生

大都市における水循環系の主軸である主要な河川について、河岸の再自然化、河畔林の整備、水質の改善等により、その環境の再生を重点的に推進する。

このモデルとして、東京都心部の主要な河川のうち、神田川及び日本橋川について、環七地下河川の整備を踏まえた再生構想の策定に着手とともに、渋谷川・古川の再生に着手する。

また、「水都大阪」を再生するため、都心部の河川について沿川のまちづくりと一体となった再生構想を策定するとともに、このうち先行的に道頓堀川の環境整備を推進する。

(2) 以下 (略)

都市再生プロジェクト（第四次決定）～抜粋

〔平成14年7月2日
都市再生本部決定〕

I. 東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成 (略)

II. 北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成 (略)

III. 地方中核都市における先進的で個性ある都市づくり

地方ブロック経済の中心として、我が国の経済の大きな牽引役である地方中核都市において、これまで蓄積された都市資産を活用した先進的で個性ある都市づくりの取り組みに着目し、その推進により都市の再生を図る。

1. 人と環境を重視した都心づくり ~札幌~ (略)

2. 緑美しい都市の実現 ~仙台~ (略)

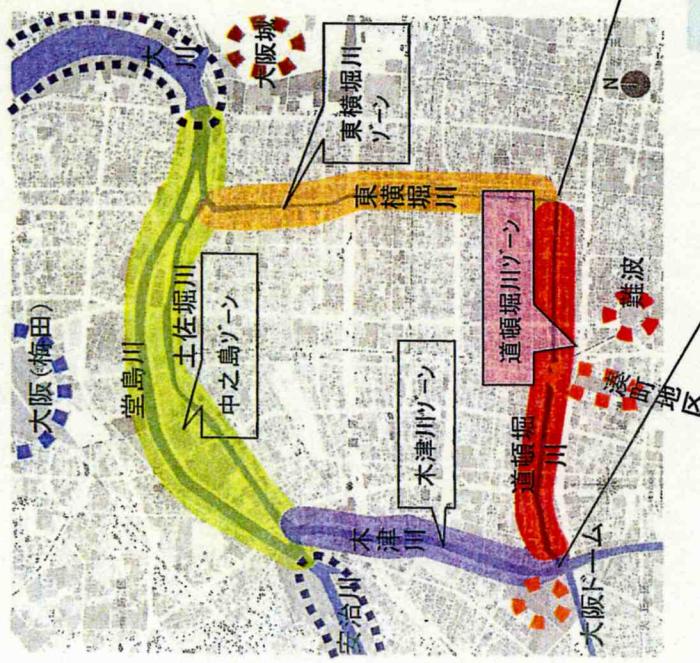
3. 水の都の再生 ~広島~

太田川デルタ上に発達し、かつて河川と密接なつながりを有した広島市において、戦災復興事業により整備された河岸緑地等の豊かな水辺を、民間の創意工夫等を最大限生かしうる空間として活用し、海外からの来訪者にも誇りうる「水の都広島」にふさわしい都市空間を創造する。

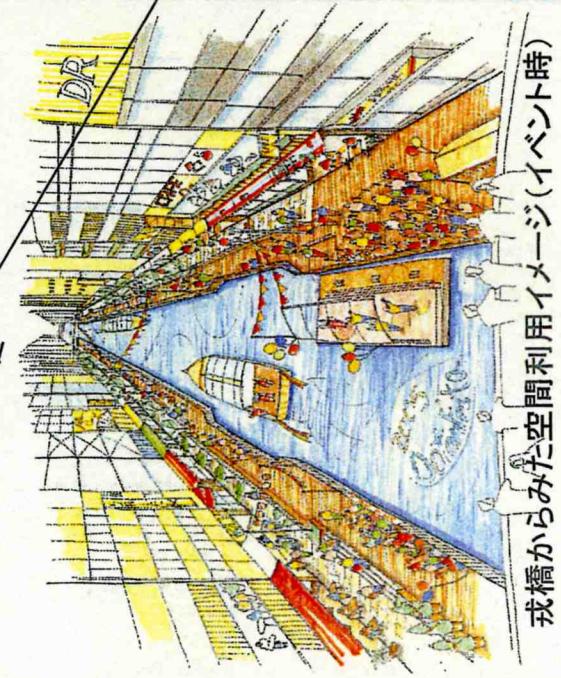
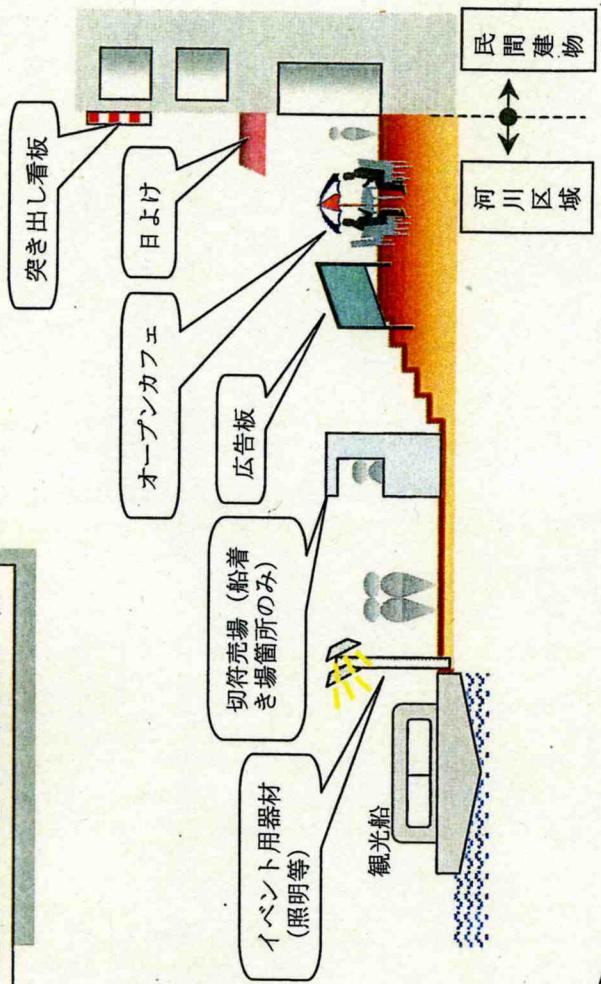
(1) これを実現するため、全国に先駆けた試行的な取り組みとして、モデル地区において一定期間、沿川の民間店舗と一体化したオープンカフェや船上レストラン等、市民及び民間の自由で多様な活用・取り組みに対し、河川及び河岸緑地を積極的に解放する。

(2) これと併せ、市民・民間の活動を支援する親水護岸等の整備を推進するとともに、沿川建築物の構造・デザインの誘導等により、沿川景観の向上や川面に顔を向けたまちなみの整備等を推進する。

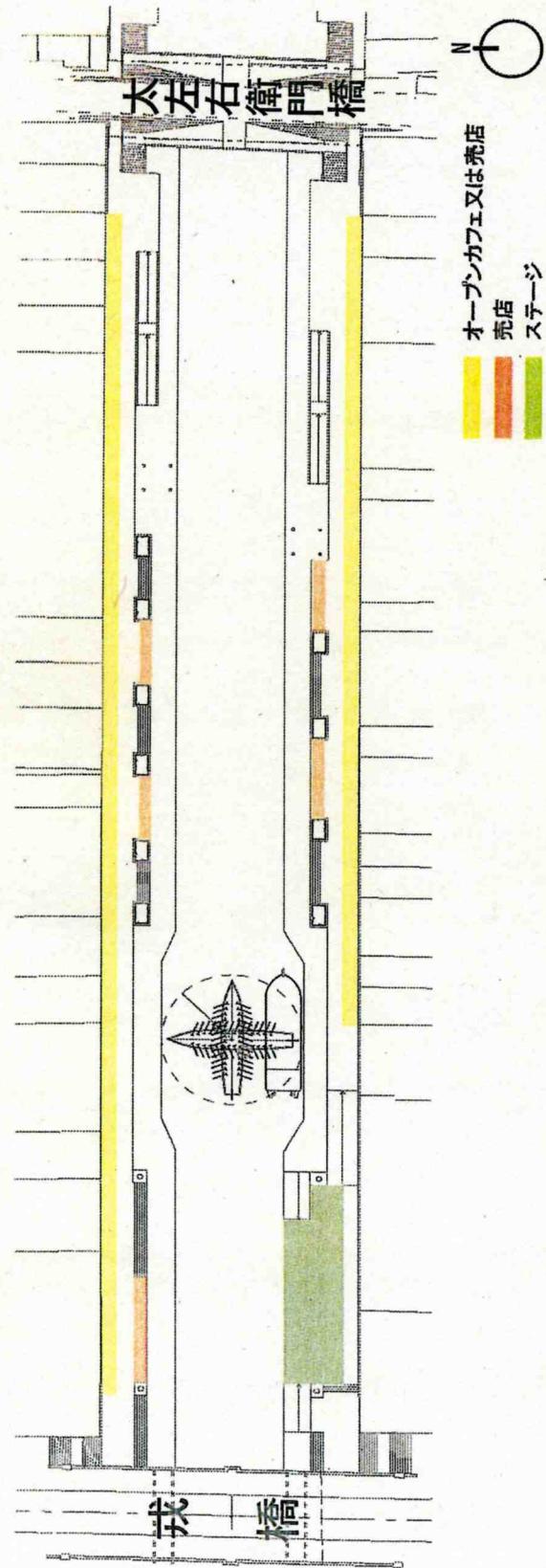
実施地区と実施内容(大阪市)



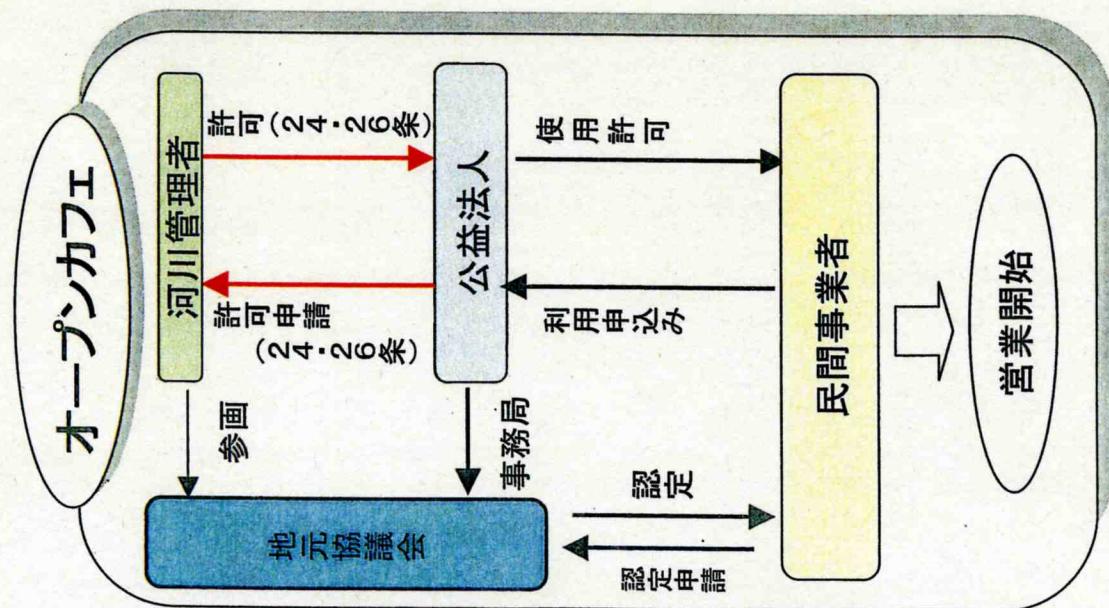
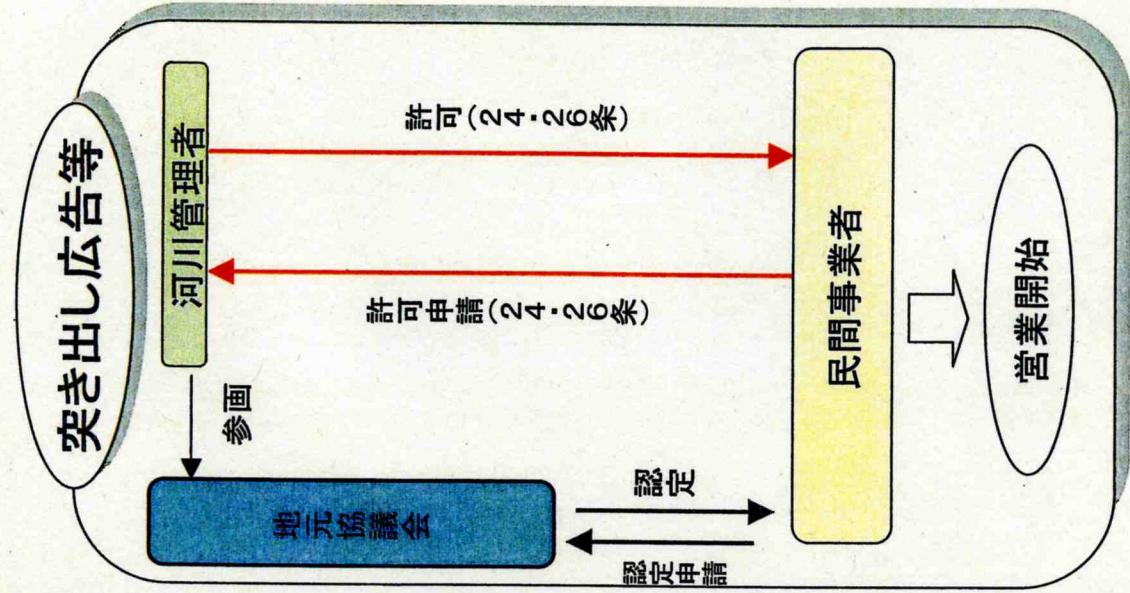
道頓堀川での河川空間利用の一例



空間利活用想定箇所平面図



事業開始までの流れ(案)(大阪市)



実施地区と実施内容(広島市)

1) オープンカフェ通り

[実施場所] 左図①の区域

[実施内容] 河岸緑地にカフェや売店等を設け、にぎわいのある水辺を創出する。

2) 水辺のステージ

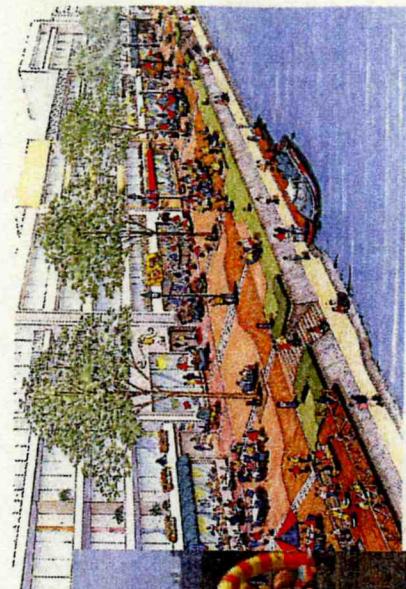
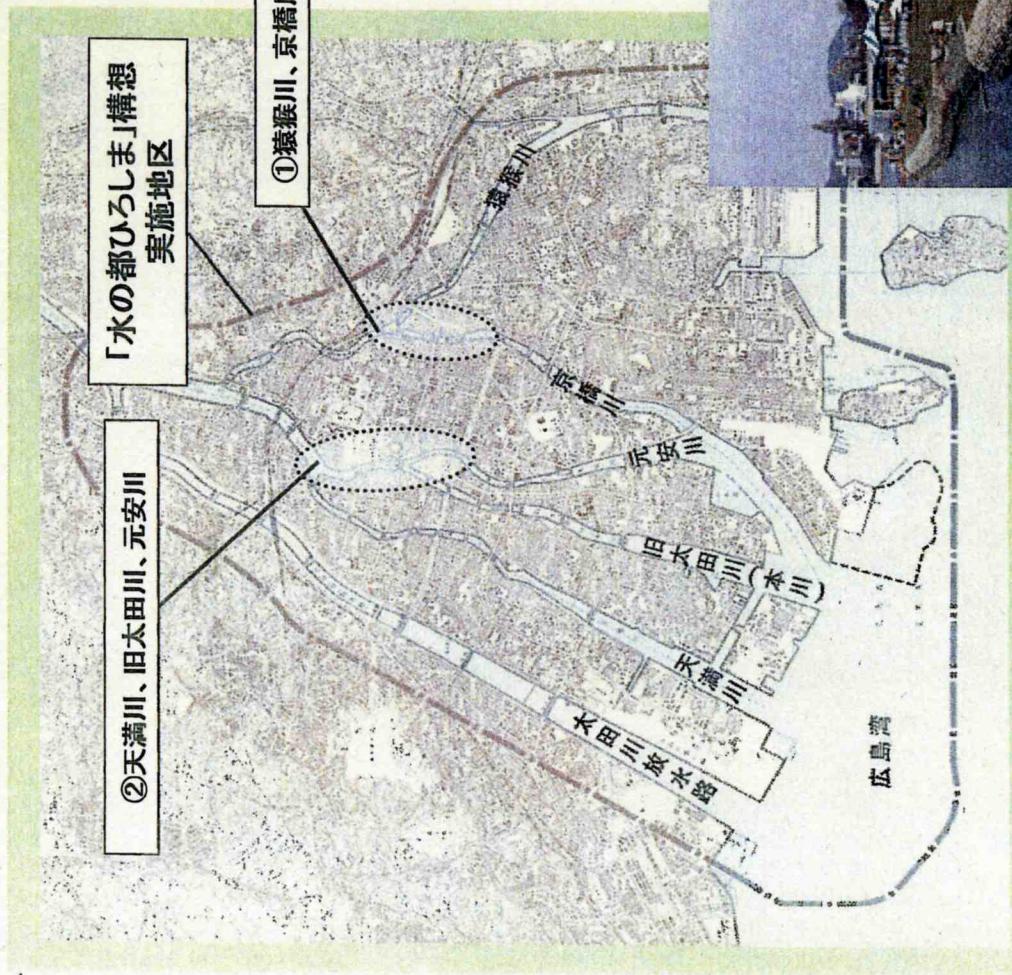
[実施場所] 左図②の区域

[実施内容] 高水敷にステージを設置しコンサート等に使用するとともに、ステージ周辺でカフェ等を設け、市民の憩いの空間を創出する。

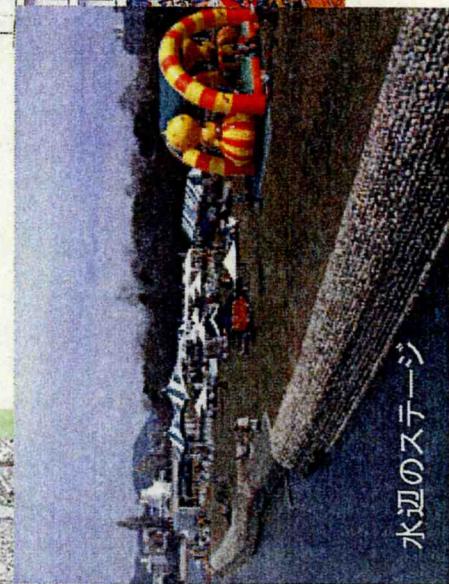
3) 船上レストラン

[実施場所] 左図③の区域

[実施内容] 構橋に係留した船の上でレストランやカフェ等を営業し、水辺における都市の楽しみ方を創出する。



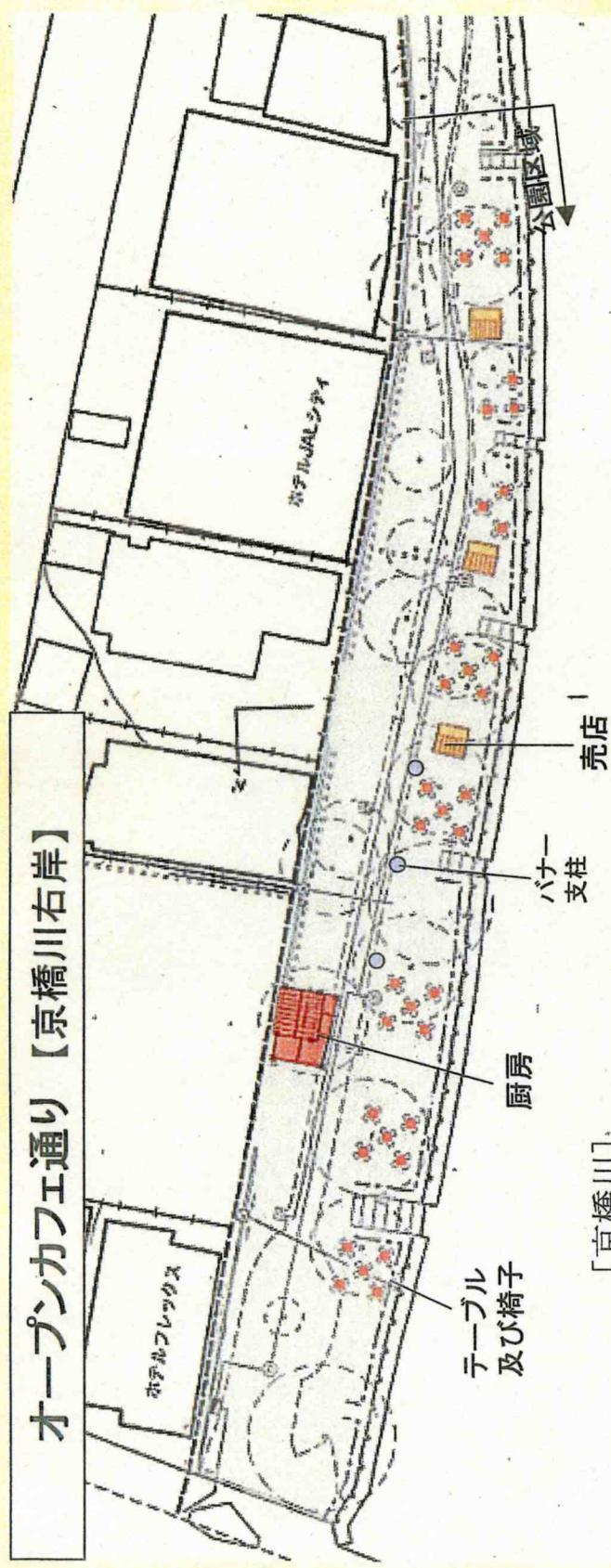
京橋川オープencafe利用イメージ



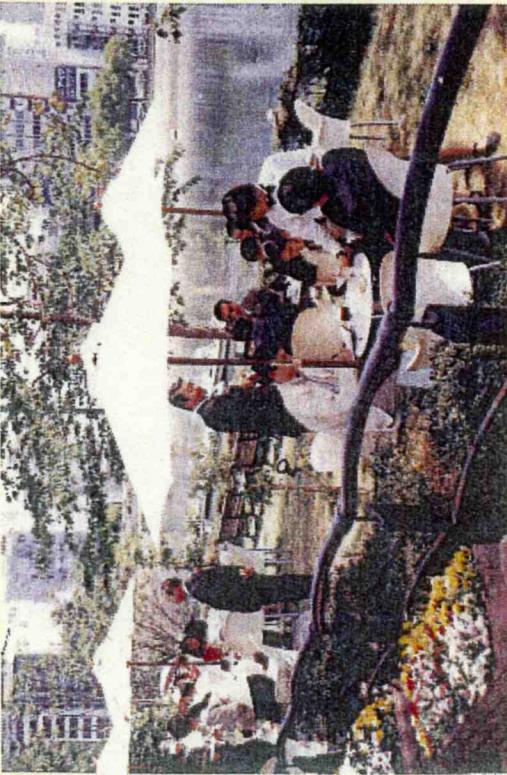
水辺のステージ

プレイベント「水の都ひろしまデルタライブ」
(平成15年3月21~23日)

オープンカフェ通り【京橋川右岸】



「京橋川」



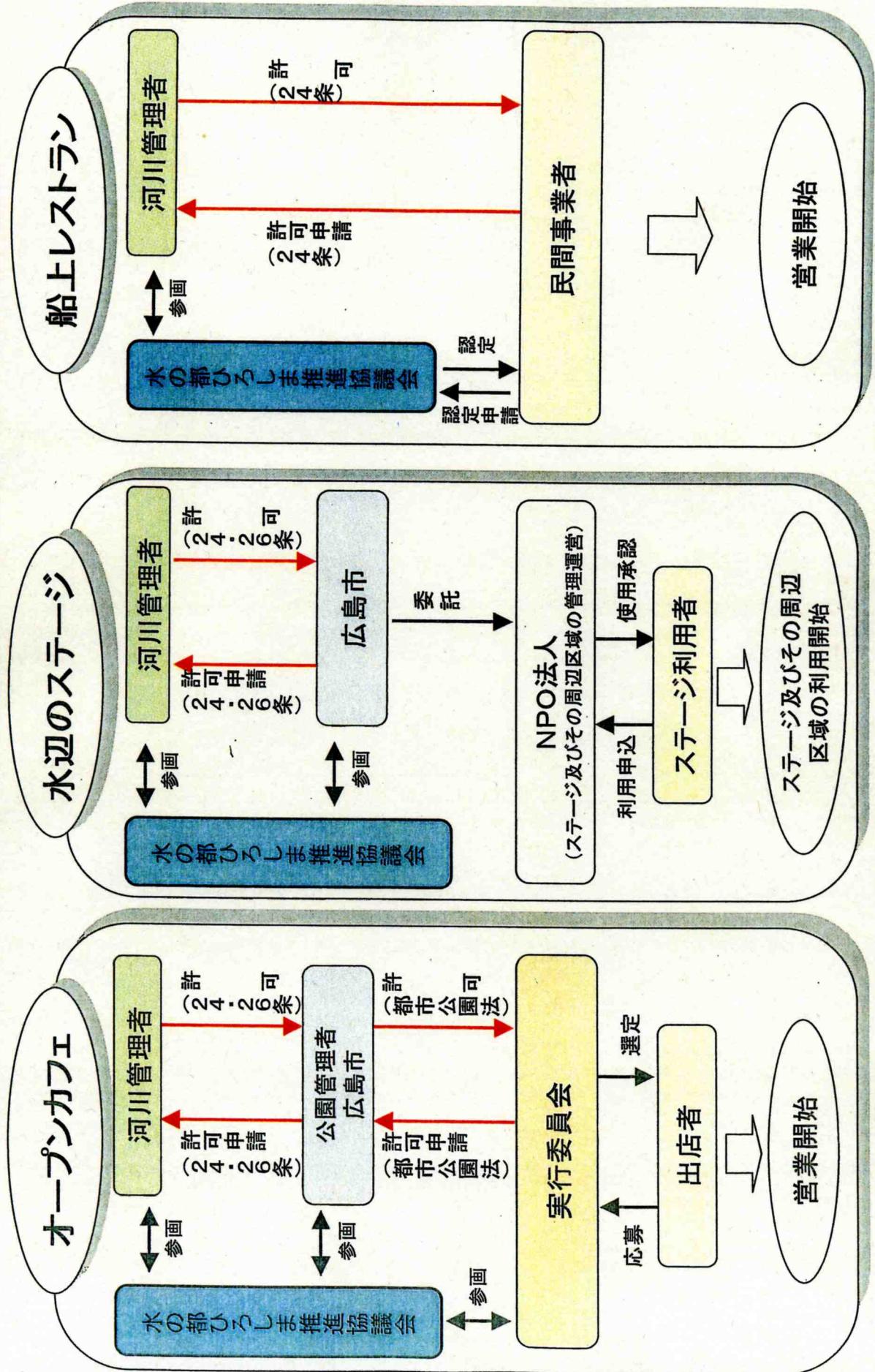
水辺のステージ【元安川左岸】

プレイベント「水の都ひろしまデルタライブ」
(平成15年3月21~23日)



京橋川オープンカフェ
(平成12年度から実施／4月～10月)

事業開始までの流れ(案)(広島市)

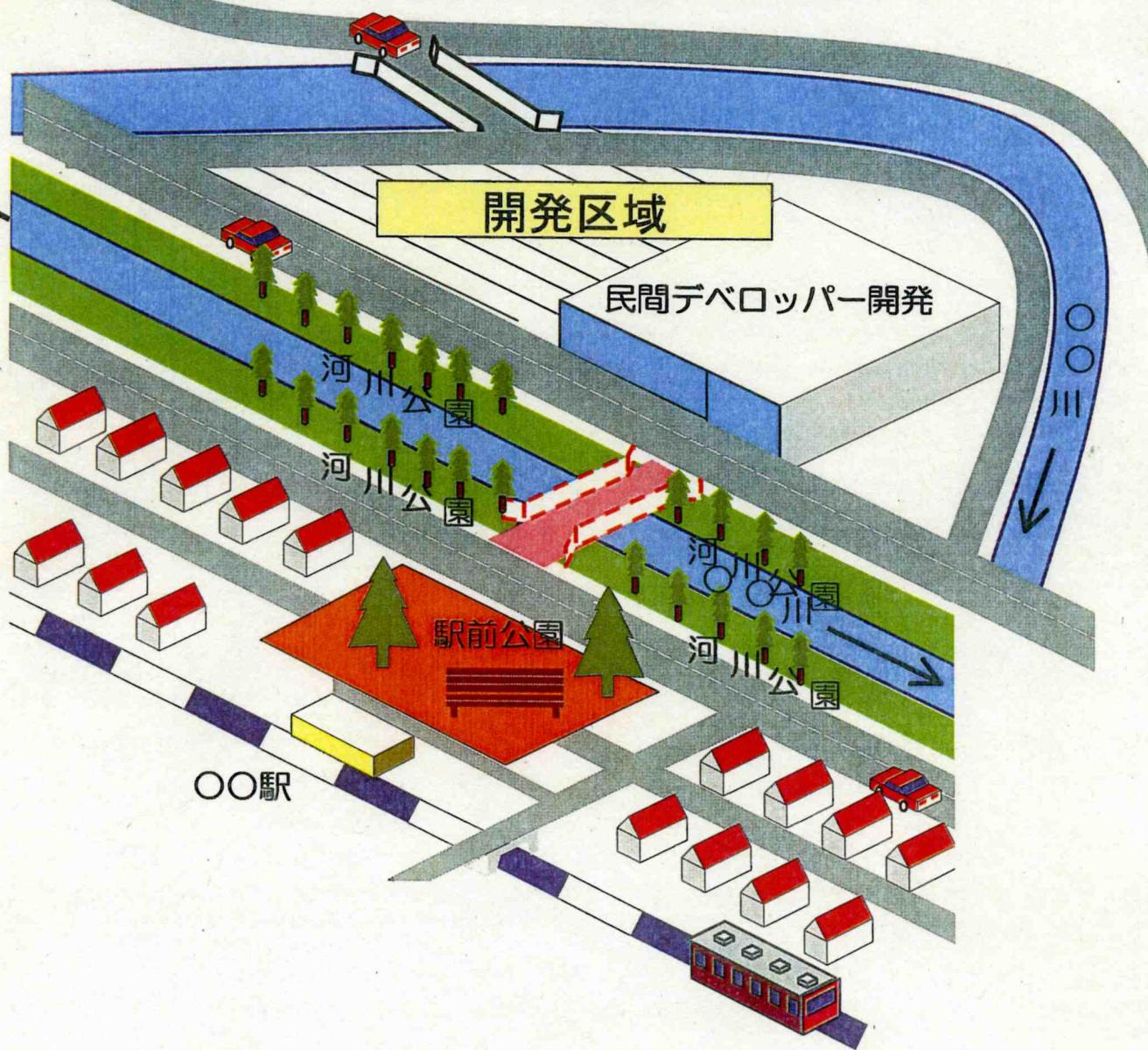


※ 水の都ひろしま推進協議会：市民・経済・観光各団体、学識経験者、行政(国・県・市)で構成。「水の都ひろしま」の推進母体として、社会実験やまちなみ誘導等、「水の都ひろしま」の実現に係る事項の検討や方針決定を行う。

今回の開発区域等

公的主体以外の者による橋の 占用構想

利便性の欠如している地域での開発



§ 構造改革特別区域法（平成14年12月18日法律第189号）

第二章 構造改革特別区域基本方針

（構造改革特別区域基本方針）

第三条 内閣総理大臣は、構造改革特別区域において特定事業を実施し又はその実施を促進することによる経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化（以下単に「構造改革の推進等」という。）に関する基本的な方針（以下「構造改革特別区域基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 構造改革特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 構造改革の推進等の意義及び目標に関する事項
 - 二 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 三 次条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項
 - 四 構造改革の推進等に関し政府が講すべき措置についての計画
 - 五 前各号に掲げるもののほか、構造改革の推進等のために必要な事項その他経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、構造改革特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、構造改革特別区域基本方針を公表しなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三章及び第四章の規定 平成十五年四月一日
- 二 附則第六条の規定 平成十六年一月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（訓令又は通達に関する措置）

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第四条 第二十四条第一項の構造改革特別区域に係る認定前にした大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

都市再生プロジェクト区域における特例措置

都市再生に資するために、許可対象とする占用施設・主体を拡大

河川敷地そのものを利用する施設のためには、都市再生

河川敷施設
(飲食店、オーテンカフェ、
広告柱、照明・音響施設等)

日よけ、船上食事施設
突出看板

都市再生のために利用する施設

秩序だった利用を行うための仕組みが必要

河川管理者
（許可申請（24・26条）→
許可（24・26条））

公的機関
（利用申込み→
使用許可（24・26条））

施設利用料等の収入は、施設の維持管理や良好な水辺の保全、創出のための費用に用いられる。

民間事業者

営業開始

秩序だった利用を行うための仕組みが必要

占用地全体の使用計画に基づき、使用調整が必要な施設

地先使用等が限られる施設

地元協議会が調整・審査

公的機関が調整・審査

認定申請

許可

（24・26条）

許可申請（24・26条）

地元協議会

地方公共団体

参画

参画

民間事業者

営業開始